**＜記載例＞**（記載例の解説及び注意事項等は，３ページ以下を御覧ください。）

＊　この記載例は，建物を取り壊し，建物の滅失の登記を申請する場合のものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　 | ※受付シールを貼るスペースになりますので，この部分には何も記載しないでください。 |

　　　　　　登　記　申　請　書

登記の目的　　　　建物滅失

添付情報

　　建物滅失証明書（会社法人等番号　１２３４－５６－７８９０００）（注１）

令和１年７月１日申請 （注２）

 ○○ 法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

申　請　人 ○○市○○町二丁目５番６号

 法　　務　　太　　郎　　印（注３）

 連絡先の電話番号００－００００－００００（注４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  不動産番号 |  １２３４５６７８９０１２３（注５） |     |
|  建 物 の 表 示 | 所 在 |  ○○市○○町二丁目１２番地（注６） |
|  |  |
| 家屋番号 | １２番（注６） |   |
| 主である建物又は附属建物 |  ①種　類 | 　　②構　造 |  ③床面積　　　㎡ | 登記原因及びその日付 |
|  | 居宅 （注６） | 木造かわらぶき平家建（注６） | 　６６（注６） | ００ | 令和１年６月２８日取壊し（注６） |
|  |  |  |   |  |  |
|   |   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |  |
|   |

　建物滅失証明書の例

　　　　　　 建物滅失証明書

１　建物の表示　　○○市○○町二丁目１２番地

 家屋番号１２番

２　滅失の理由 令和元年６月２８日取壊し

３　所　有　者　　○○県○○市○○町二丁目５番６号 法　務　太　郎

　上記のとおり建物を取り壊したことを証明します。

　　令和元年７月１日

 　○○県○○市○○町二丁目３４番地

　　　　　　株式会社○×工務店　代表取締役 甲　野　一　郎　　印

　＊　これは，記載例です。この記載例を参考に，申請の内容に応じて作成してください。

**＜解説及び注意事項等＞【**[**全様式共通の注意事項はこちら**](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html#Notes)**】**

（注１）　建物が取り壊されたことの証明書です。

　　　　　建物を取り壊した工事請負人の証明書（この証明書の真実性を確認するため，工事請負人が法人の場合は，その法人の代表者の資格を証する書面（登記事項証明書など）及び登記所で交付される代表者の印鑑証明書を，工事請負人が法人でない場合は，個人の印鑑証明書を含みます。）を工事請負人から交付された場合には，当該証明書を添付してください。参考様式・記載例は２ページのとおりです。

　　　　　なお，工事請負人が法人である場合に，記載例のとおり申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは，当該法人の代表者の資格を証する書面（登記事項証明書など）及び代表者の印鑑証明書（現在登記所に印鑑を登録している場合に限ります。）の添付を省略することができます。

（注２）　登記の申請年月日を記載します。申請書を登記所に提出する日を記載してください。

（注３）　申請人として，登記記録（登記事項証明書）の所有権に関する事項欄（甲区といいます。）に記録されている現在の登記名義人の住所と氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）を記載します。甲区がない登記記録の場合は，登記記録の表題部の末尾に記録されている所有者の住所と氏名又は名称を記載します。氏名（法人の場合は代表者の氏名）の末尾に認印を押してください。

　　　　　登記記録上の所有者の住所が，現在の住所と一致していない場合は，登記記録上の住所から現在の住所までの異動の経過が分かる，住民票の写し，戸籍のの写し等を申請書に添付してください。不明な点は，市町村役場又は登記所にお問い合わせください。

（注４）　申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に，登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。

（注５）　不動産番号を記載したときは，所在，家屋番号，種類，構造及び床面積の記載を省略することができます。

（注６）　現在の登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに記載し，「登記原因及びその日付」欄には，（注１）の証明書に記載された建物の取壊しの日を記載してください。

\*　申請書が複数枚にわたる場合は，申請人又はその代理人は，各用紙のつづりに

 必ず契印をしてください（申請人が２人以上いる場合は，そのうちの１人が契印

 をすることで差し支えありません。）。